



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



第4号様式

流 家 第1131号  
平成31年2月28日

流山市監査委員 佐々木 健一 様  
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部 子ども家庭課	意見	調定事務について、減額調定の起票漏れがあった。 厳正なチェック体制を構築されたい	<p>今後は、利用決定又は利用取消決定に係る起案と照らし合わせながら、調定票が起きているかを複数の職員で確認します。具体的には、別紙「ショートステイ利用（取消）申請に係る事務手続」及び「個人納付確認表」を使用することで、再発防止に努めてまいります。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。